

# 東京大気裁判勝利をめざす実行委員会

発行＝実行委員会事務局

〒112-0002 東京都文京区小石川5-33-7 マツモトビル2階

TEL: 03-5802-3551 FAX: 03-5802-2377

2007・8・18

## 東京大気勝利和解成立

熱いご支援ありがとうございました!



2007年8月8日は、長く苦しい東京大気汚染公害裁判を共にたたかった、すべての人々の記憶に残る忘れられない日となりました。千葉から西淀川、川崎、倉敷、尼崎、名古屋南部と続いてきた大気裁判の総決算ともいえる東京のたたかい。奇しくも6年前の名古屋の解決と同じ日。この日原告団は、午後4時から高裁101号、続いて地裁103号の両法廷で勝利和解を確認しました。原告団・弁護団・実行委員会連名の「声明」を発表——和解成立の今日の日は、11年余にわたる長い裁判闘争の終結の日であるとともに、「誰もが安心して吸える空



気」を取り戻すたたかいの新たなスタートラインである——との決意を表明しました。午後6時から、文京シビックで記者会見と「緊急報告集会」を行いました。勝利和解成立の喜びと新たなたたかいの決意がみなぎるものとなりました。

# 画期的な勝利和解

東京大気汚染公害裁判弁護団事務局長

原 希世巳

## 勝ち取った勝利和解

8月8日、私たちは、①東京都にぜん息医療費の救済制度を創設させ、②国や東京都に新たな公害対策を約束させ、③被告自動車メーカーらに解決金を支払わせるという画期的な勝利和解を勝ち取りました。

本来裁判所の判決手続きでは望むべくもない救済制度の創設を勝ち取ったことは、数十万人といわれる都内のぜん息患者全てを重い医療費負担から解放するものであり、そのすばらしい成果はいくら強調してもしすぎることはありません。

## ぜん息医療費救済制度

今回合意された救済制度は、都内に居住する全ての気管支ぜん息患者に対し、医療費の個人負担分を全額助成するものです。助成のための財源は、制度を主宰する東京都の他、国や被告自動車メーカー、首都高速道路(株)がそれぞれ公害発生原因者としての責任に基づいて拠出することになりました。

これは、裁判のたたかいの中で、原告団を中心に何回も東京都と交渉し、また財源負担を渋る自動車メーカーや国に対し、座り込みなども交えて、要請を繰り返して実現させたものです。遅くとも来年の4月頃までには制度を立ち上げさせて、ぜん息医療費の完全無料化を実現させたいと思います。

但し、今回の制度では同じ公害病である慢性気管支炎や肺気腫の患者さんには適用されません。またこの制度については5年後に見直しをすることとされています。制度を守り発展させる運動がない限り、5年間で医療費無料化は打ち切りということになりかねません。東京公害患者会を大きくして、全ての公害患者への適用など制度の拡充をもとめていく新しいたたかいの始まりでもあります。

## さらなる公害対策の前進

この裁判を提訴した当時、各メーカーは「地球に優しい」等と大宣伝して、トラックばかりでなく乗用車にもディーゼル化を推し進めようとしている時代でした。

東京都が「ディーゼルNO作戦」を始めたのは提訴3年後の1999年、ディーゼル規制を始めたのは5年後の2001年からです。2003年には国も遅まきながらNOx・PM法を改正して車種規制に組み始めました。そのため浮遊粒子状物質(SPM)などの大気汚染は近年大いに改善されてきました。私たちの裁判が、これらのディーゼル規制を実現させていった大きなインパクトになったことは疑いありません。

今回の和解交渉では、その上に立って、残る最大の問題である微小粒子状物質(PM2.5)の規制をどうするのが焦点になりました。米国では10年も前にPM2.5の環境基準が設定され、規制が始まっています。ヨーロッパ連合(EU)でも環境基準を設定しようとしています。今回の和解では国は今年度中に専門家の検討会のとりまとめ結果を踏まえて、環境基準の設定について検討することを初めて約束しました。

また国や都に対して、大型貨物車の都心部の走行規制や、幹線道路の沿道対策、交通総量の抑制策などを約束させ、それらの公害対策に関して今後原告団と国や東京都などが協議していく連絡会を設置することとなりました。この場を大いに活用して東京から大気汚染を一掃する活動をこれからも続けていきたいと思えます。

## メーカーらの解決金の支払い

今回の和解では被告メーカーらが原告に12億円の解決金を支払うこととなりました。この金額は原告らの長年の深刻な公害被害を償うものとしては決して十分な金額ではありません。しかしメーカーらはこのほかに医療費助成制度に33億円を拠出することとなっており、その合計額45億円はこれまでの公害裁判で被告企業が負担した金額としては最大のものとなっています。

この金額水準はいうまでもなく被告メーカーらの公害発生責任を前提としたものであり、これを勧告した裁判所も含め、被告メーカーらは加害者としての責任をしっかりと果たすべきだということが国民の総意となっていることを示すものです。

# お礼のあいさつ

## 次の峰をめざして

原告団長 西 順司

私たち原告団は遂に大きな峰を突破しました。11年間の闘いは平坦な道のりでなく、山あり谷ありの困難の連続でした。こうした成果を勝ち取ることができたのは、実行委員会に結集する力と全国患者会・大気全国連の共にたたかう強いささえがあったからこそ私たち原告団も闘いぬくことができました。みなさんありがとうございました。



私たちは、患者組織を拡大強化し、次の峰をめざして闘いを強めていく決意をしています。

## 歴史的な「和解」

弁護団長 鶴見祐策

大気汚染による被害者が漏れなく等しく救済される医療制度を実現することと東京に「きれいな空気」を取り戻し未来に引き継ぐことを願って原告の皆さんは11年の間の闘いを進めてこられました。たしかに苦難の道のりでしたが、今日の歴史的な「和解」をかちとることができました。物心ともにご協力をいただいた団体と大勢の皆さんのご支援なしには得られなかった大きな成果です。心から御礼申し上げます。

## これからも一緒に

勝利実行委員会委員長 清水鳩子

東京大気汚染公害裁判が和解に至った経緯を見たとき、病を押してがんばり抜いた原告の決意、それを支え続けた弁護団、全国から寄せられた支援が一つになって勝ち取った大きな運動の成果だと断言できます。「青い空ときれいな空気を子どもたちに」と掲げたスローガンは、和解成立後も私たちに課題を残しています。また、一緒に闘いましょう。生涯忘れることのできない経験を、一緒にできたことを心から感謝いたします。

## 喜びのコメント パート1

### いのちをかけて闘う

全国公害患者の会連合会代表委員 森脇君雄  
(あおぞら財団 理事長)

東京裁判の勝利和解、本当におめでとうございませう。勝利の要因は、原告が命がけで闘ったことに尽きます。最も困難で、誰もできないことを成し遂げた東京裁判は、今までの裁判と全く違う、特別で、誇り高い闘いでした。

第1は、自動車メーカーを被告としたことです。固定発生源（工場）や道路管理者が相手の裁判とは違います。これまで、誰もできなかった、やれなかったことです。患者さんは、最後の最後まで、トヨタ前に座り切って、国民的課題として自動車メーカーの責任を追及し、解決金を勝ち取りました。

第2は、「首都・東京」で闘ったことです。地方とは違います。運動と政治の両方を動かさなければ、東京では勝利できません。最初に裁判所、次に東京都を動かし、最後は、大気裁判で初めて、首相官邸に座り込み、総理大臣をひっぱりだして、国を動かしました。

第3は、未認定患者さんの苦しみを救う医療費救済制度を確立したことです。原告団は、全員が理解し納得するまで徹底討議をする姿勢で、和解協議をすすめてきました。そして、その原告団の団結が、展望を切り開き、

大きな成果を勝ち取ったのです。

本当にご苦労様でした。しかし、これからは正念場です。この裁判の経験を活かし、被害者の視点にたった道路公害対策・まちづくりのために奮闘して下さい。

### 熱い連帯の拍手を送ります

大気全国連事務局長 篠原義仁

裁判（和解）の評価は、当事者の納得が一番。長年の取組みを総括し、そして、自らの闘いで押しあげた解決水準に確信をもって、裁判所提案を受け入れた原告団の志の高さに共感します。原告団とともに闘った弁護団、支援の仲間にも熱い連帯の拍手を送ります。

しかし、和解は通過点。被害の救済、公害の根絶、環境再生とまちづくりの三本柱の要求を握って離さず、組織の名称、形態はどう発展的に改組されようと三者の団結を基礎に更なる前進をめざして奮闘して下さい。

公害道路の抜本的改善、まちづくり政策の確立はもとより、医療費救済の条例制定をワン・ステップにして、全国レベルの被害者救済制度の再確立のため、その運動の中心を担って、「全国」を引っ張る勢いで、大気全国連に結集する仲間にも力を貸して下さい。

# 大きな喜びと誇りを胸に和解 東京中のぜん息患者が待ち望む 医療費救済制度を実現

## 和解成立の日

原告団事務局長 石川牧子



2007年8月8日、東京高裁・地裁で和解が成立しました。6月22日に高裁より和解勧告が言い渡されてから1ヶ月半の間、私たち原告団は様々な思いの中で和解に応じる決断をし、和解条項に今後の期待を託しました。

和解を受け入れるに

あたっては、12億円という請求額を大きく下回る一時金で和解に応じるかの決断を迫られた訳ですが、会議に参加した原告からの志高い言葉にお互いが感動しました。

「今こうして話し合っている間も、医療費の支払いに追われている人が救済を待ちわびている、早く決断して救済制度の早期実現をしよう」

「和解の骨子の中に、私たちがこの11年間訴えてきたことが受け止められている、頑張ってきた良かった」「私たちの訴えが、東京都や国を動かした」「今まで前例のない成果を勝ち取ったことを、原告の一人として誇りに思う」「私は座り込みなどに参加できなかったが、テレビや新聞で見ている、頑張っている仲間の姿にいつも手を合わせていた。今日はお礼が言いたくて参加した」「この裁判の原告に加わったことを一生誇りに思う」など意見が出されました。一方で、一時金の支払いを待ちわびていた人も少なくありません。

和解の受け入れに応じるか否かの意見を聞くための会議でしたが、原告が自分たちの利益だけで判断できないほど、この裁判の成果は大きく意義深いものだと、改めて確認しました。

そして、このような思いの中で裁判闘争を終えるにあたっては、大きな達成感と一緒に闘った仲間への感謝の気持ちが溢れます。原告同士はもちろんですが、今まで決して表だって知られることのなかった支援のみなさまに、今やっと感謝の気持ちを伝えたいと思います。本当に

ありがとうございました。

東京大気の原告がここまで固い団結を乱すことなく闘えたのは、苦しい時に支え励ましてくださった支援の方々の言葉です。駅頭宣伝・署名集め・座り込み行動と、いつも一緒に行動する中で、「ガンバレ！原告が決めたことはどこまでも支援する」と、熱い思いを伝えられる中で学んだことも多くありました。私たちは原告にならなければ患者一般でした。自分の病気のことだけを考えて生活するのが精一杯で、夢や希望を自力で実現することをあきらめていた患者は少なくありませんでした。ところが、この裁判の原告になったことにより、周囲から困難と言われていることを次々と成し遂げることができたとき、困難を克服したという達成感と、生きている実感をかみしめることができたのです。原告は病気のために苦しみの極限を体験しました。「今にも死ぬ」という場面に直面したとき、この世の中で本当に価値のあるものが人の心だと知りました。

原告のそれぞれの思いが、深く、強く、11年という年月を経て生み出したこの闘いの成果は、今周囲から大きな評価をいただいています。しかし、苦しみが人を強く大きくすることは否定しませんが、失ったものが大きかったのも否定し難い事実です。失ったものは帰ってこない、この思いも私たち原告の原動力になりました。

かけがえのない家族を失った原告が、何を持ってして報われるのでしょうか、それは温かな人の心だと思います。

私たちは、弁護団の先生方にもかけがえのないものをいただきました。先生方は弁護士である前に、人間としての暖かな心で私たちに接してくださいました。いつかそれは共に闘う同志としての固い絆になりました。このような関係も東京大気の大きな成果につながったと、胸を張って言える信頼関係です。

私たちは、この三位一体となった闘いがあったからこそ、今日の格調高い闘いの成果が、勝ち取れたものと確信しています。

## 医療関係者のコメント

### これからも患者・原告のみなさんとともに

東京民主医療機関連合会  
会長 石川 徹

裁判の勝利和解おめでとうございます。患者・原告の皆さんの命をかけた訴えが、共感と支持を拡げ、国・東京都・首都高速道路会社・自動車メーカー7社の社会的責任を明らかにしました。とりわけ都内数十万の未認定患者が待ち望んだ医療費の助成制度を創設すること、国と都に公害対策を約束させたことは大きな成果です。皆さんのたたかいに敬意を表し、今後も憲法25条がいかされる東京をめざして共に奮闘する決意です。

### 引き続き「きれいな大気」の追求を

東京保険医協会理事  
(公害環境対策部員) 松村康夫

協会は、第一次提訴以来一貫して原告の立場に立ち勝訴を訴えて来ました。長期にわたる困難を乗り越え、和解を勝ち取った皆様に心からの敬意を表します。当会では以前から大気汚染問題に取り組み、毎年の対都交渉では「きれいな空気」と「医療費助成」を訴えてきました。和解で実現した新たな医療費助成制度が喘息の患者さんの受診を助け、重症化を防いでくれることを願います。これからもきれいな大気を取り戻す活動に取り組んでいく所存です。

## 歴史的“勝利和解”をかちとる

実行委員会事務局長 吉川 方章

実行委員会（01年12月結成）の6年に及ぶたたかいは、短いようで長いものであった。しかも、解決勧告から和解成立にいたる314日間は緊張感のある難しいたたかいであった。この間の私たちの攻勢的なたたかいを連続的にとりくみ、勝利に貢献して下さったすべてのみなさんに感謝したい。

第1は、東京都に対する医療費助成制度創設のとりくみであった。06年秋から年末にかけ、患者・原告と都民の苦しみ、東京の大気汚染の現状と対策の必要性を強く訴え、徹底的に宣伝して展望をきりひらいたのである。

第2は、国を動かすとりくみであった。あらゆるチャンネルを駆使するとともに首相官邸への正面突破のとりくみである。幸いにも好反応をえて前進的方向を切り開くことができた。

第3は、自動車メーカーに謝罪と賠償を求めた積極果敢なとりくみであった。厚い壁を意識しつつも断固として最後まで行動を展開した。

07年は初冬からホップ・ステップ・ジャンプの行動計画をたて、旺盛なとりくみを展開した。1・23行動（ホップ）は、消極的メーカーに対する個別対策をつよめ、2・12トヨタ総行動（ステップ）は愛労連を中心に07国民春闘と結合し、名古屋駅前宣伝や豊田市での総決起集会・デモを成功させた。そして3・16あおぞら総行動（ステップ）は、1000名規模のトヨタ東京本社前行動と交渉、さらに500名によるパレー

ドを敢行しトヨタの決断を強くせまった。これらのとりくみは新聞朝刊一面カラー写真つきで報じられるなど、マスコミ各社の注目となり世論に大きくアピールした。また、2～3月には各4日間のトヨタ社前の座り込み、公害総行動（6・4）と翌5日からの昼夜をとおした連続18日間に及ぶ座り込みを行った。これらの闘いと運動を背景に国・自動車メーカー交渉などを展開しつつ、高裁との協議で解決の展望を切り開いたのである。

都内各地の支援連絡会、東京地評・民医連などタテ線組織は宣伝・署名・諸行動に積極的にとりくみ、成功に大きく貢献していただいた。とくに、都内はもとより首都圏のディーラー本社・各店要請はアポなし訪問にもかかわらず関係者の対応に変化がみられ、メーカーの社会的責任を追及する効果的な取り組みとなった。

これらの闘いは、原告・弁護団・支援がまさにひとつになった実行委員会によって進められた。裁判への具体的対応、被告への働きかけ、世論を味方にするねばりづよいとりくみが繰り返し展開された。都内各地での駅頭・団地や病院・初詣客などへの宣伝署名、NO2測定や車の走行量と大気汚染の実態調査など“きれいな空気と青い空”を求め、徹底してたたかい抜いたことによって、自動車メーカー・国・都という強大な被告を相手に、歴史に残る大きな成果を勝ちとったのである。

# 高裁の和解勧告から和解成立まで 314日間のたたかひの経過

- ★06年9月28日、東京高裁結審・解決勧告  
(「全都・全額」の医療費救済制度創設を要求)
- 06年10～11月  
ターミナル宣伝(10・21～22)  
地域100カ所宣伝、東京都交渉(10・30)  
都庁前要求行動(11・8～10)などを展開
- ★06年11月28日東京都が医療費助成制度を提案  
(解決勧告・財源負担に背を向けるメーカーに抗議)
- 06年11月～07年1月  
日産(11・7、12・6～8)三菱・マツダ  
(元旦、1・9)等に抗議集中
- ★07年1月12日、メーカー7社が財源負担に同意  
(謝罪・賠償金をメーカー7社に迫る)
- ホップ(1・23集中行動)ステップ(2・12ト  
ヨタ総行動)ジャンプ(3・16あおぞら総行動)  
の行動を成功させる。合わせてトヨタ社前座り込み  
第一弾(2月)第二弾(3月)第三弾(4月)と繰  
り返す
- 07年4月19日官邸申し入れ行動で安倍首相に決  
断を求め、国会前座り込み(5・8、5・10)
- ★07年5月31日安倍首相の決断で国が都に60億  
を拠出  
(あとは「メーカーの決断」とトヨタ社前行動)
- 07年6月4日公害総行動トヨタ社前行動、翌5日  
から無期限の座り込み行動を続ける
- ★07年6月22日 高裁和解勧告



## 和解成立までのぎりぎりのたたかひ 「三環状建設」「メーカー見解表明」をめぐる

弁護団副団長 西村 隆雄

7月2日の回答から8月8日の和解成立までの1ヶ月。実は水面下での激しいせめぎあひが展開されました。

一つの焦点は首都高問題。首都高は、救済制度財源として5億円の拠出を表明しましたが、東京都は当初提案の「6分の1」(=33億円)に満たない分の今後の支払いを求めて紛糾。結局、今後に関する一文をそう入することで決着しましたが、なかなか難航した点でした。

一方、私たちにとって大きかったのは「三環状」問題です。公害対策をめぐるのは、PM2.5環境基準の検討と測定体制の充実、大型車の走行規制など、新たな前進をかちとってきましたが、国土交通省は大気汚染対策の筆頭は都心の渋滞解消であり、その特効薬は圏央道をはじめとする「三環状」の整備であるとして、これを和解条項の冒頭に掲げると強固に主張。東京都もこれに歩調をあわせてきました。

しかし折しも、6月15日には高尾山天狗訴訟で不当判決が下され、風雲急を告げる中、提訴以来心を一途に一緒にたたかってきていただいた道路反対運動の皆さんの手前、私たちとしては、ここは絶対に譲れないと

主張。川崎和解では、「道路ネットワーク整備」が和解条項に入っており、別紙で川崎縦貫道整備も入っていると国側の指摘にもめげることなく、これにこだわるなら和解決裂もやむなしの強い態度でのぞみ、結局全てこれを外すことで決着することができました。

一方、私たちは自動車メーカーに対して、和解成立に際して、過去の行為に対する反省と今後に対する決意を表明するよう求めてきました。「勧告」の受諾以降、メーカー側も変化するのではとも思われましたが、過去に言及するのは無理として、面会要請にも一貫して拒否。代理人弁護士との接触も試みたところ、結局、メーカー側としては、今後も同種訴訟があり得るものと考えており、そうである以上、その際に不利になるような言及はできないとの頑なな対応で一貫していることが判明しました。

原告団の意向としては、メーカー側があくまでそういう態度であれば、中途半端な文言であいまいにせず、むしろ、そのことを胸に刻んで、今後ともメーカーの責任を追及していく方がすっきりする！とのことで、この方針で対処することとしました。

# 今後の課題と継続的な運動めざして

弁護団副団長 尾崎俊之

この闘いは、原告・弁護団・支援が一体となって力を合せて、今日の到達点を勝ち取った。そこで、今後の課題と運動についてもこれまでの実績を踏まえ考えると、三者一体となった取り組みが強く求められる。

1. 闘いの成果を広く支援者・賛同者、さらに国民に伝えていく活動
  - (1) 闘いの成果をまとめた報告文書の作成に向け、「総括合宿」（10月14日～15日）の討議を経た上で「全面解決報告集会」（11月17日の予定）を開き、闘いの成果を確認する必要がある。
  - (2) 加えて、闘いの中で生まれた感動のドラマを「物語」的な読み物として出版することが期待されており、具体的な検討をスタートさせたい。
2. 救済制度の周知・徹底をはかる広報・宣伝とさらなる制度の充実・創設へ向けた活動
  - (1) 全都的にぜん息患者に向けた広報・宣伝活動を通じ、より多くの患者の組織化をめざし、「5年後の見直し」が制度の廃止につながることを許さず、さらなる

制度の充実・強化の実現をめざす活動が必要である。

- (2) また、国に生活補償費を含む新たな救済制度を創設させることをめざし、全国患者会・大気全国連と共同して闘う体制をつくる。
3. 公害対策の着実な実施をめざす学習・体制づくり
  - (1) 公害対策マップを活用した学習会・交流会をブロックを中心に企画し、各地域に取り組みを広げてゆく。
  - (2) 和解により実現した「国との連絡会」での協議を応援するための体制づくりを行う。
4. 患者・弁護団・支援者の絆（きずな）の継続
  - (1) 勝利実行委員会は解散するが、患者会の活動を支え、「青空ときれいな空気をとりのどす」ために結成される新しい連絡会組織を中心に今後の運動を継続させたい。
  - (2) 年数回の楽しい交流の機会をつくり、人間的な絆を深める。



## 今後の日程

- |                 |                |          |
|-----------------|----------------|----------|
| ■原告団・患者会合同幹事会   | 9月 9日（日）13：30～ | アカデミー千石  |
| ■勝利実行委員会第51回幹事会 | 9月21日（金）18：30～ | 文京シビック4F |
| ■「総括討議合同合宿」     | 10月14日（日）午後～   | 15日（月）午前 |
| ■「全面解決報告集会」     | 11月17日（土）午後    |          |

## 喜びのコメント パート 2

### ■今後の発展の礎

「勝利和解」おめでとうございます。この歴史的とも言える成果は原告のみなさんの文字通り“命がけの”たたかいによるものとして注目されています。そしてこの成果は3分の1世紀に及ぶ公害総行動の輝かしいページを飾り、今後の発展の礎となるものと確信します。皆さん方の一層の連帯を願うものです。

【全国公害被害者総行動実行委員会運営委員長  
公害・地球環境問題懇談会代表幹事

小池信太郎】

### ■政府と大企業を相手にした

#### 正義のたたかいに勝利

政府と大企業を相手にした困難な闘いにたちあがり、正義の運動の輪を広げる中で企業の社会的責任を追及し、和解を勝ち取ったみなさんの到達は特筆すべきものです。

この和解をステップに、大気汚染のない社会を実現しましょう。

【全労連事務局長 小田川義和】

### ■共にたたかったディーゼル共闘の誇り

東京大気勝利和解を祝福し、みなさんの不屈のたたかいに心から敬意を表します。そして私たちは、02年10月18日にディーゼル共闘を結成し微力ながらみなさんのたたかいに参加できたことを誇りに思います。

【ディーゼル共闘事務局（建交労書記長）  
赤羽数幸】

### ■新たな峰を築いた

原告団・弁護団のみなさん、勝利和解おめでとうございます。被告による公害対策の実施を勝ち取り、医療費助成制度を創設し、すべての患者救済に道を開く新たな峰を築いた闘いにあらためて敬意を表します。

【東京地評副議長 伊藤潤一】

### ■トヨタ総行動を共に

勝利和解おめでとう。最も寒い2月に、東京大気の皆さんと共にたたかったトヨタ総行動、私達も励まされました。とてつもない権力に対して、一步も引かずにたたかった。これは、憲法第25条の勝利です。

【愛知県労働組合総連合（愛労連）議長  
羽根克明】

### ■大気汚染改善に希望の道筋

11年にわたる大気汚染公害裁判を闘ってこられた原告の皆さんは、私達が30年間続けてきた大気汚染測定運動では獲得できなかった東京の大気汚染改善に希望の道筋を付けてくれました。今後は和解事項を着実に実施させるよう共に頑張りましょう。

【大気汚染測定運動東京連絡会  
会長 藤田敏夫】

### ■高いハードルを越えた闘い

みんな最後まで良く頑張ったね。道路全国連の仲間は、あなた方の命と身体を張った必死の闘いに対し、高いハードルを乗り越えて勝ち取った和解に対し、心からの拍手を送ります。引き続き連帯して頑張りましょう。

【道路公害反対全国連絡会事務局長  
橋本良仁】

### ■この勝利、ひびけとどろけ

品川・大田の仲間たちが全都に先駆けて「地域連絡会」を結成して5年有余。支援の中心にいた20名余の誰もが、今回の勝利和解の水準を想像できなかった。

東京地裁第一次判決、その後の「結論ありきの証人採用」等 裁判長の心証が明らかになるにつれ「これは運動を広げて勝つしかない」と決意を固めた「原告と支援」。「和解」とは闘いを地で行く運動で見事に高裁を動かしたもの。全国の仲間にも貴重な成果を返すことが出来た「原告団・弁護団」に心からのお祝いと 益々の健闘をお祈りします。

【実行委員会執行部南西部担当 大島文雄】

### ■真の青空をとり戻すために

画期的な勝利和解！本当によかった。原告・患者の決死のがんばりがあつたればこそです。このたたかいに支援の一人として参加できたことは大きな喜びです。真の青空をとりもどすためにこれからもがんばっていききたい。

【実行委員会執行部東部担当  
足立健康友の会事務局長 小林重信】

